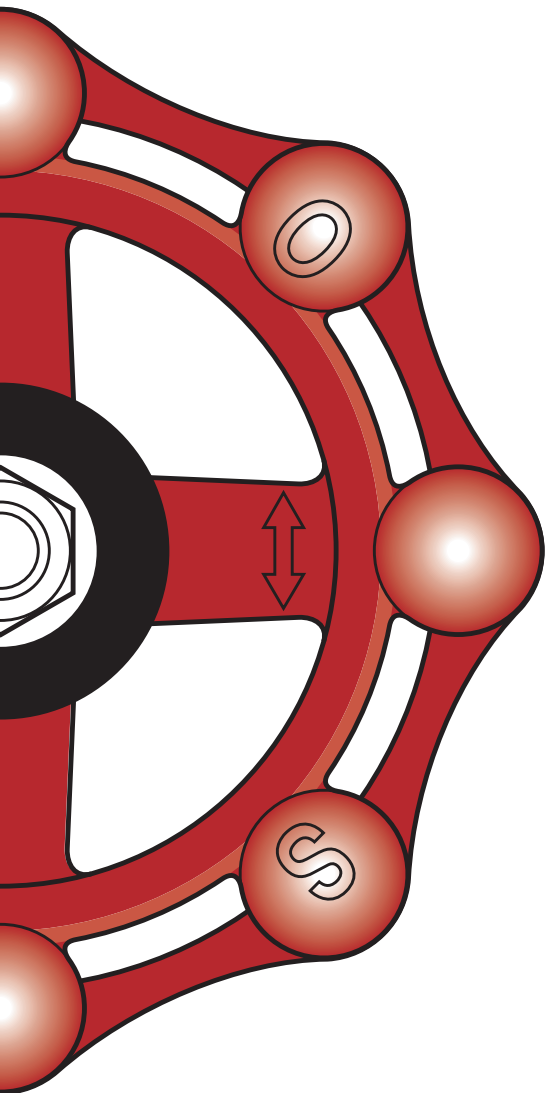


KITZ



第110回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」
会場が前回と異なるため末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。

■決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

書面・インターネットによる議決権行使期限
2024年3月27日（水曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	40
連結計算書類	57
計算書類	59
監査報告書	61

株式会社 **キッツ**

証券コード：6498

証券コード 6498

(発送日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目9番1号
東京汐留ビルディング

株式会社 キッツ

代表取締役社長 河野 誠

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kitz.co.jp/investor_ir/stock-information/meetings/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6498/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」
3. 目的事項
報告事項
1. 第110期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

◎当日のマスク着用などの感染対策につきましては、株主様にてご判断いただけますようお願い申し上げます。

◎当日、発熱や咳があるもしくは体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りまたはご退出をお願いする場合がございます。

◎本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

◎電子提供措置事項について各ウェブサイト（1ページ）にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告 ……………企業集団の現況に関する事項
 - 主要な営業所及び工場
 - 使用人の状況
 - 企業集団の主要な借入先及び借入額
- 会社の現況
 - 株式に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 業務の適正を確保するための体制
 - 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・連結計算書類 ………連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- ・計算書類 ……………株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイト（1ページ）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席	議決権行使書を郵送	インターネットによる行使
<p>議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)</p>	<p>議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。</p>	<p>次頁の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2024年3月28日(木) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2024年3月27日(水) 午後6時到着分まで</p>	<p>行使期限</p> <p>2024年3月27日(水) 午後6時まで</p>

▶▶▶ 詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社キッツ 御中

株主総会日 年月日 議決権の数 個

年月日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否

標準日現在のご所有株式数 株
議決権の数 個

お願い

1. ○
2. ○
3. ○

切取り線

QRコード
見本
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXXXXXX

株式会社キッツ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第1号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を () 内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要なとなる「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



インターネットで議決権を行使される場合

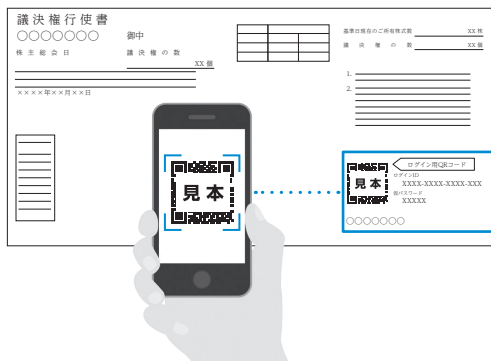
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年3月27日(水) 午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

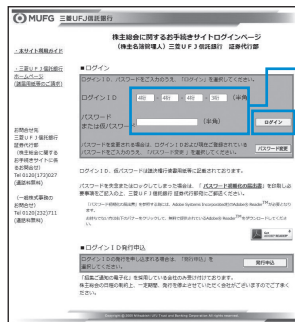
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ◎毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止いたします。
- ◎インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ◎株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使ウェブサイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ◎複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (3) 当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。
- ◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時（年中無休）

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。下記のウェブサイトまたはQRコードにより、アクセスいただき、ご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ウェブサイト <https://p.sokai.jp/6498/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、パソコン、タブレットからご覧いただけます。



株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と経営スピードの向上を図るため、監督機能と執行機能を明確に分離し、執行役への大幅な権限委譲が可能となる指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除並びに指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役会の役割の変化等を踏まえた取締役の員数上限の変更を行うものです。また、業容の変化に伴い、目的事項の一部変更を行うものです。

以上のほか、上記変更に伴う条数の整備及びその他所要の変更を行うものです。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分が変更箇所です)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) (省略)	第1条 (商号) (現行通り)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) (現行通り)
(1) バルブ及びその他の流体制御用機器並びにその付属品の製造販売	(1) (現行通り)
(2) 給排水その他配管設備の設計施工及び保守管理	(2) <u>前号に関連する配管設備の設計施工、保守管理並びに技術及びサービスの提供</u>
(3) (省略)	(3) (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(4) 水浄化関連装置の製造販売、 <u>リース</u> 、保守管理 <u>及び技術の提供</u>	(4) 水浄化関連装置、 <u>濾過用機器及びその付属品の製造販売</u> 、 <u>設計施工</u> 、保守管理 <u>並びに技術及びサービスの提供</u>
(5) <u>浄水器、工業用フィルター、医療機器、その他濾過用機器及びその付属品の製造販売</u>	(削 除)
(6) <u>養殖関連装置及びそのプラントの設計施工</u> 、保守管理 <u>及び技術の提供</u>	(削 除)
(7) エネルギー関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理 <u>及び技術の提供</u>	(5) エネルギー関連装置及びそのプラントの製造販売、 <u>設計施工</u> 、保守管理 <u>並びに技術及びサービスの提供</u>
(新 設)	(6) <u>土木及び建築工事の設計、施工及び監理</u>
(8) (省 略)	(7) (現行通り)
(9) (省 略)	(8) (現行通り)
(10) 前各号の事業に付帯し <u>又は関連する一切の事業</u>	(9) 前各号の事業に付帯 <u>しまたは関連する一切の事業</u>
第3条 (本店の所在地) (省 略)	第3条 (本店の所在地) (現行通り)
(新 設)	第4条 (機 関) <u>当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	(1) <u>取締役会</u> (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>但し、事故その他やむをえない事由</u>によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第8条 (省 略)</p> <p>第9条 (単元未満株式の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主は、 株式取扱規程に定めるところに従い、そ の単元未満株式と併せて単元株式数とな るべき数の株式を売り渡すことを請求す ることができる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株主権行使の手続きその他株式 <u>に関する取扱いは、法令又は定款のほ</u> <u>か、取締役会において定める株式取扱規</u> <u>程による。</u></p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株式につき株主名簿管理人を 置く。</p>	<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由</u> によって電子公告をすることができない場 合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行通り)</p> <p>第10条 (単元未満株式の売渡請求) 1. (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い、株主の権 <u>利行使の手続き及び手数料等は、法令ま</u> <u>たは本定款のほか、取締役会または取締</u> <u>役会の決議によって委任を受けた執行役</u> <u>において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 1. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</p>
<p>3. (省 略)</p>	<p>3. (現行通り)</p>
<p>第12条 (基準日) 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第13条 (基準日) 1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第13条 (招 集) 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</p>	<p>第14条 (招集・招集権者) 1. 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。</u></p>	<p>2. 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表執行役社長を兼務する取締役が招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>(現行第16条より移動し変更)</p>	<p>第15条 (議 長) 株主総会の議長は、<u>取締役会の決議によって、代表執行役社長を兼務する取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役または執行役がこれに代わる。</u></p>
<p>第14条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第16条 (電子提供措置等) 1. (現行通り)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>第17条 (議決権の代理行使) 1. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主又は前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>2. 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第16条 (議 長) <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(第15条へ移動し変更)</p>
<p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第18条 (決議の方法) <u>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (取締役会の設置) <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>(第 4 条に移動し統合)</p>
<p>第19条 (員数及び選任) 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>2. ～4. (省 略)</p>	<p>第19条 (員数及び選任) <u>1. 当社の取締役は、14</u>名以内とする。</p> <p>2. ～4. (現行通り)</p>
<p>第20条 (任 期) (省 略)</p>	<p>第20条 (任 期) (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議により当会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>第22条 (取締役会の招集) 取締役会は、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第21条 (招集、招集権者及び議長)</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定める取締役が招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長を定める。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (取締役会の決議の省略) (新 設)</p> <p>当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の目的である事項について提案をし、当該提案に加わることのできる取締役の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案について取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第22条 (決議の方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の目的である事項について提案をし、当該提案の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
<p>第24条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第23条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第25条 (報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第26条</u> (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任(役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第2項、<u>第34条及び第39条</u>において同じ。)を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p><u>第24条</u> (取締役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任(役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第2項及び<u>第30条</u>において同じ。)を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第27条</u> (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第28条 (員数及び選任)</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> 2. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 3. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u> 2. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条 <u>（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>第33条 <u>（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第34条 <u>（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 指名委員会等
(新 設)	<p>第25条 (委員の選定) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
(新 設)	<p>第26条 (委員会規程) <u>各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p>
(新 設)	第6章 執行役
(新 設)	<p>第27条 (執行役の選任) <u>取締役会は、その決議によって、執行役を選任する。</u></p>
(新 設)	<p>第28条 (代表執行役の選定) <u>取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u></p>
(新 設)	<p>第29条 (執行役の任期) <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第35条 (会計監査人の設置) <u>当社は、会計監査人を置く。</u>	(第4条へ移動し統合)
第36条 (選 任) (省 略)	第31条 (選 任) (現行通り)
第37条 (任 期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (省 略)	第32条 (任 期) 1. (現行通り) 2. (現行通り)
第38条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、 <u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	第33条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、 <u>代表執行役社長を兼務する取締役が監査委員会の同意を得て定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第39条 (会計監査人の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、その会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額と同額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>
<p>第40条 (事業年度) (省 略)</p>	<p>第34条 (事業年度) (現行通り)</p>
<p>第41条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第35条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>
<p>第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. (省 略) 3. (省 略)</p>	<p>第36条 (剰余金の配当の基準日) <u>1.</u> (現行通り) 2. (現行通り) 3. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第43条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、前条各項に定める基準日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>第37条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、前条各項に定める基準日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>
<p>第44条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第38条 (配当金の除斥期間)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第110回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為については、なお変更前の定款第34条第1項の規定を適用する。</p>

(ご参考)

指名委員会等設置会社への移行について

当社は、長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030 「流れ」を変える』において、サステナビリティ経営を経営戦略の中核に据え、持続的な成長による企業価値の向上と、事業を通じた社会課題の解決による社会価値の創造を目指しています。変化の激しい経営環境の中、これらを実現し株主様やお客様をはじめとするステークホルダーの期待に応えるためには、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と経営スピードの向上が求められます。

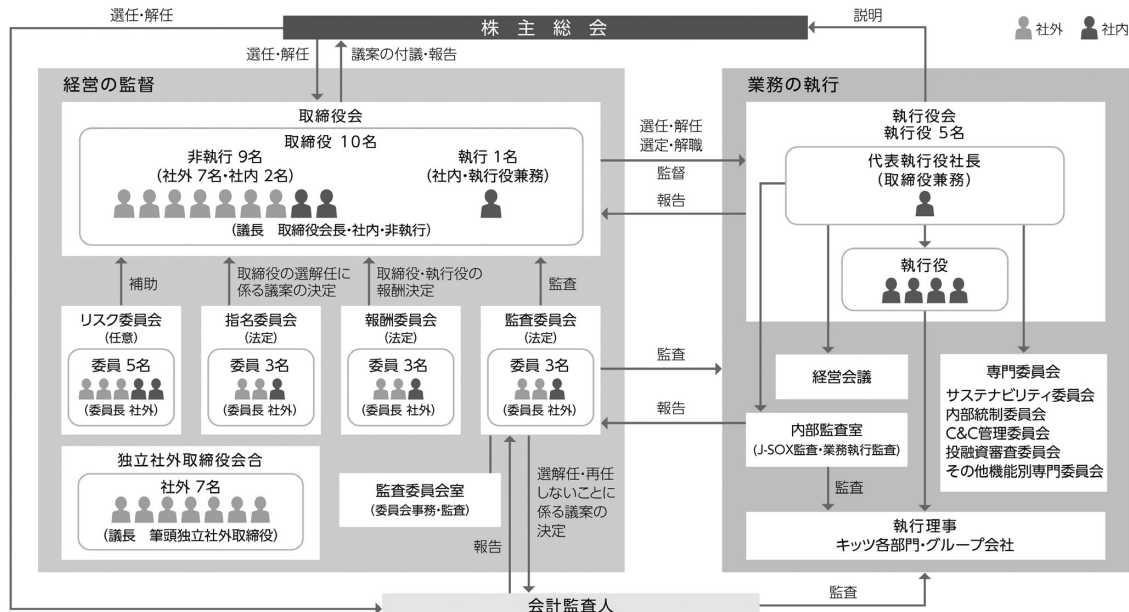
当社は、こうした状況に対応するため、指名委員会等設置会社に移行することといたします。

これにより、監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会の監督機能を強化します。取締役会は執行役の職務執行の監督を行うとともに、経営の基本方針に関する重要事項を決定し、経営の方向性を定める機能を担います。また、過半数を社外取締役によって構成し、社外取締役を委員長とする法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに取締役会が任意に設置するリスク委員会により、経営の透明性と客観性の向上を図ります。

さらに、取締役会から執行役へ大幅な業務執行の権限を委譲することにより、経営の意思決定スピードの向上を図ります。

なお、本総会には、第1号議案「定款一部変更の件」として指名委員会等設置会社への移行に伴う定款変更を、第2号議案「取締役10名選任の件」として指名委員会等設置会社への移行を条件とした取締役選任議案をそれぞれお諮りしています。

<指名委員会等設置会社への移行後の当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要>



第2号議案

取締役10名選任の件

現在の取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、指名委員会等設置会社へ移行いたします。

つきましては、社外取締役7名を含む取締役10名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更が発効することを条件として生じるものといいたします。

取締役候補者は、次の通りです。

取締役候補者の主な専門的知見・分野及び就任予定の委員についても併せてご参照ください。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	再任 男性 ほつ た やす ゆき 堀田康之	代表取締役会長 取締役会議長	16回/16回 100%
2	再任 男性 こう の まこと 河野 誠	代表取締役社長 社長執行役員	16回/16回 100%
3	再任 男性 むら さわ とし ゆき 村澤俊之	取締役、常務執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当	16回/16回 100%
4	再任 男性 あ もう みのる 天羽 稔	社外取締役	16回/16回 100%
5	再任 男性 ふじ わら ゆたか 藤原 裕	社外取締役	16回/16回 100%
6	再任 女性 きく ま ゆき の 菊間千乃	社外取締役	16回/16回 100%
7	新任 男性 さく の しゅう へい 作野周平	社外監査役	監査役として 16回/16回 100%
8	新任 女性 こ ばやし あや こ 小林彩子	社外監査役	監査役として 16回/16回 100%
9	新任 男性 まえ だ どう いち 前田東一	—	—
10	新任 男性 すず き やす のぶ 鈴木康信	—	—

主な専門的知見・分野									就任予定の委員			
企業経営	グローバル 経験	法務・リスク マネジメント	サステナビリティ (ESG)	資本効率経営 会計・財務	モノづくり・ 品質	イノベーション・ DX・技術開発	営業・マーケ ティング	人事・ 人財開発	指名委員	監査委員	報酬委員	リスク委員
●	●						●		●	●	●	
●	●						●					
			●	●					●		●	
●	●					●			● 委員長			
	●		●	●						● 委員長		
		●	●					●			● 委員長	
		●		●				●	● 委員長			
		●	●					●	●		●	
●					●	●			●		●	
●	●						●			●		

候補者番号

1

ほつ た やす ゆき
堀田 康之

(1955年6月18日生)

所有する当社株式の数： 200,603株

取締役在任年数： 16年9カ月

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1978年3月 当社入社
- 1997年1月 営業本部中部支社長
- 2001年4月 長坂工場長
- 2001年10月 株式会社キッツエスシーティー常務取締役
- 2004年6月 同社代表取締役社長
- 2006年4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
- 2007年4月 専務執行役員、バルブ事業部長
- 2007年6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
- 2008年6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
- 2009年4月 代表取締役社長、社長執行役員
- 2021年3月 代表取締役会長、取締役会議長（現任）
- 2021年6月 公益財団法人 北澤美術館 理事長（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人 北澤美術館 理事長

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、2008年度から代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執るとともに、グローバル化及び健全で透明性の高い経営を強力に推し進めてまいりました。また、2021年度から代表取締役会長として、取締役会の運営及びコーポレート・ガバナンスの強化等に注力しております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における経営監督機能及び重要な意思決定機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

こう の
河野

(1966年3月10日生)

まこと
誠

所有する当社株式の数： 53,207株
取締役在任年数： 4年9カ月
取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1988年 4月 当社入社
- 2008年 8月 バルブ事業部海外営業本部プロジェクト営業部長
- 2011年12月 プロジェクト統括部長
- 2013年 4月 バルブ事業統括本部生産本部生産管理部長
- 2015年 4月 バルブ事業統括本部事業企画部長
- 2016年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
- 2017年 4月 KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director 及びKITZ Valve & Actuation Singapore Pte. Ltd. Managing Director
- 2019年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2019年 6月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2021年 3月 代表取締役社長、社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

河野誠氏は、バルブ事業の営業及び生産に関する業務を担当した後、経営企画担当執行役員及び海外グループ会社の社長を歴任しました。また、2019年度からバルブ事業統括担当執行役員として、バルブ事業戦略の立案・遂行を強力に押し進め、2021年度から当社の代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執っております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における経営監督機能及び重要な意思決定機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

むら さわ とし ゆき
村澤 俊之

(1959年2月9日生)

所有する当社株式の数： 82,940株

取締役在任年数： 7年9カ月

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1981年 3月 当社入社
- 2001年 4月 経営企画部長
- 2009年 4月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
- 2011年10月 執行役員、経営企画本部長
- 2014年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
- 2016年 4月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
- 2016年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
- 2017年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当
- 2019年 4月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当
- 2021年 1月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及び内部統制担当
- 2022年 1月 取締役、常務執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、グループ会社の経営管理部門などの業務を担当した後、経営企画部門及び管理部門の担当執行役員並びに国内グループ会社の取締役を歴任し、グローバル化を踏まえたグループ事業戦略・人材戦略の立案及び執行並びにコーポレート・ガバナンスの強化及びサステナビリティ経営を強力に推し進めてまいりました。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における経営監督機能及び重要な意思決定機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

あ　　もう
天羽

(1951年12月9日生)

みのる
稔

所有する当社株式の数： 6,800株
 社外取締役在任年数： 8年9カ月
 取締役会出席状況： 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 デュポンファーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社
 2000年 3月 同社取締役
 2002年 3月 同社常務取締役
 2004年 3月 同社専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディレクター
 2005年 7月 同社取締役副社長
 2006年 9月 同社代表取締役社長
 2013年 1月 同社代表取締役会長 兼 デュポンアジアパシフィックリミテッド社長
 2014年 9月 デュポン株式会社名誉会長（2016年3月退任）
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
 2016年 3月 大塚化学株式会社 社外監査役
2019年 3月 同社社外監査役（退任）、同社社外取締役（現任）
 2020年12月 株式会社HEXEL Works 社外取締役（2022年6月退任）
2021年 6月 株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

大塚化学株式会社 社外取締役
 株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

天羽稔氏は、デュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営、グローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

ふじ わら
藤原

(1951年4月20日生)

ゆたか
裕

所有する当社株式の数： 9,600株
社外取締役在任年数： 6年9カ月
取締役会出席状況： 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1974年4月 三井海洋開発株式会社入社（1987年10月退社）
- 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社
- 1994年8月 同社ニューヨーク副支店長
- 1996年6月 同社シカゴ支店長（1998年7月退社）
- 1998年8月 オムロン株式会社入社
- 2005年6月 同社執行役員、財務IR室長
- 2007年3月 同社執行役員、グループ戦略室長
- 2008年6月 同社執行役員常務、グループ戦略室長
- 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長（2011年6月退任）
- 2013年6月 ナブテスコ株式会社 社外取締役（2021年3月退任）
- 2017年6月 当社社外取締役（現任）
- 2020年7月 鴻池運輸株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

鴻池運輸株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者のほか、オムロン株式会社の財務・IR・グループ戦略担当執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督的的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

きく ま ゆきの
菊間 千乃

(1972年3月5日生)

所有する当社株式の数： 2,600株
 社外取締役在任年数： 3年9カ月
 取締役会出席状況： 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社（2007年12月退社）
- 2011年12月 弁護士登録
- 2012年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所入所
- 2014年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役（2017年12月退任）
- 2018年6月 株式会社コーセー 社外取締役（現任）
- 2020年5月 タキヒヨー株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年6月 アルコニックス株式会社 社外取締役（現任）
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）（現任）
- 2024年2月 株式会社マネーフォワード 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 弁護士法人松尾総合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）
- 株式会社コーセー 社外取締役
- タキヒヨー株式会社 社外取締役（監査等委員）
- アルコニックス株式会社 社外取締役
- 株式会社マネーフォワード 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

菊間千乃氏は、弁護士事務所の代表弁護士（社員弁護士）として活躍され、各種訴訟などの紛争解決、労働、コンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスなどの企業法務及びその他専門分野に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

さく の しゅう へい
作野 周平

(1954年2月17日生)

所有する当社株式の数： 4,800株

取締役会出席状況： 16/16回※

※監査役としての出席状況



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1977年 4月 株式会社横河電機製作所（現横河電機株式会社）入社
- 1999年10月 同社関連会社統括室長
- 2005年 4月 同社執行役員、経営管理本部経理財務センター長
- 2008年 6月 同社常務執行役員、経営監査本部長
- 2016年 6月 横河ソリューションサービス株式会社 監査役（2019年6月退任）
- 2017年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2019年10月 ジャパニクス株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

ジャパニクス株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレート・ガバナンスに関する見識を有しています。また、2017年6月より当社の社外監査役として客観的かつ公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、同氏がそれらの知見を活かし、積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

こ ぼやし あや こ
小林 彩子

(1975年10月14日生)

所有する当社株式の数： 6,300株
 取締役会出席状況： 16/16回※
 ※監査役としての出席状況



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 2000年10月 弁護士登録
- 2000年10月 片岡総合法律事務所（現弁護士法人片岡総合法律事務所）入所
- 2009年1月 同法律事務所 パートナー（現任）
- 2013年9月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（2020年3月退任）
- 2019年6月 当社社外監査役（現任）
- 2021年6月 株式会社武蔵野銀行 社外取締役（現任）
- 2023年4月 慶應義塾大学法科大学院 教授（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー
 株式会社武蔵野銀行 社外取締役
 慶應義塾大学法科大学院 教授

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小林彩子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、各種訴訟等の紛争解決、コンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス等の企業法務に関する高度で幅広い見識を有しています。また、2019年6月より当社の社外監査役として客観的かつ公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、同氏がそれらの知見を活かし、積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

まえ だ とう いち
前田 東 一

所有する当社株式の数：

—

(1955年12月24日生)



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1981年 4 月 株式会社荏原製作所入社
- 2007年 4 月 同社執行役員
- 2010年 4 月 同社常務執行役員
- 2011年 6 月 同社取締役
- 2012年 4 月 同社取締役、風水力機械カンパニー プレジデント
- 2013年 4 月 同社代表取締役社長
- 2015年 6 月 同社代表執行役社長
- 2019年 3 月 同社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社荏原製作所 取締役会長

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

前田東一氏は、株式会社荏原製作所の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、モノづくり及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

鈴木 康信

所有する当社株式の数： —

(1958年9月23日生)



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年 4月 三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社
 2011年 6月 同社執行役員、銅事業カンパニー バイスプレジデント
 営業部長
 2015年 4月 同社常務執行役員、経営戦略部門長
 2016年 6月 同社取締役、専務執行役員、経営戦略部門長
 2018年10月 同社取締役、専務執行役員、高機能製品カンパニー プレジデント
 2019年 6月 同社執行役専務、高機能製品カンパニー プレジデント
 2020年 4月 同社執行役副社長、高機能製品カンパニー プレジデント
 2023年 4月 同社金属事業顧問（2024年 2月退任）

重要な兼職の状況

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

鈴木康信氏は、三菱マテリアル株式会社の取締役、執行役として長年にわたり活躍され、経営戦略、グローバルな事業展開及び営業・マーケティング等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者としたしました。

(注) 1. 候補者の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 天羽稔、藤原裕、菊間千乃、作野周平、小林彩子、前田東一及び鈴木康信の各氏は、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」及び当社の定める「社外役員独立性判断基準」（38ページ）を充足しているため、各候補者が取締役を選任された場合には、全員が独立役員となる予定です。
3. 菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）を兼任しております。当社グループから同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏は本総会時点において当社以外の上場企業4社の社外取締役を兼任しておりますが、1社の社外取締役（監査等委員）に関しては同社の次回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定と伺っており、社外取締役として職務を十分に遂行いただけると判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、各候補者が取締役に選任された場合には、当該契約を継続することとし、堀田康之、村澤俊之、作野周平、小林彩子、前田東一及び鈴木康信の各氏とは新たに当該契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、法令違反行為であることを認識して行った場合など、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合には、各候補者を被保険者とする現行の保険契約を2024年7月に更新して継続することを予定しております。また、第1号議案が承認された場合には、取締役会において選任する執行役も当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 菊間千乃氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。アルコニックス株式会社は、2020年11月に発覚した同社の連結子会社における不適切な会計処理を受け、内部統制体制の強化を中心とした施策を策定し取り組んでおります。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から同社の取締役会においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っております。
7. 小林彩子氏は、株式会社武蔵野銀行の社外取締役を兼任しております。株式会社武蔵野銀行は、2023年6月に関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められるとして行政処分（業務改善命令）を受けたことにより、再発防止策を含めた業務改善に向けた取り組みを行っております。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から同社の経営管理体制及び管理態勢の強化の観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っております。
8. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
9. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

以上

(ご参考)

社外役員独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）または社外役員候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①乃至⑤のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間（注2）において当社グループの業務執行者であった者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役その他の使用人のほか、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。但し、①及び②における社外監査役の独立性判断においては、「業務執行者」に非業務執行取締役を加える。

（注2）「過去10年間」とは、社外役員への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。

② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者

（注3）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（当社グループがその者に支払う額）がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

③ 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者

（注4）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（その者が当社グループに支払う額）が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注5）またはその業務執行者

（注5）「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。

⑤ 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（注6）を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）

(注6) 「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。

⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

⑦ 当社グループから多額の寄付または助成(注7)を受けている者(但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者)

(注7) 「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。

⑧ 当社の主要株主(注8)または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

(注8) 「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。

⑨ 当社グループが大口出資者(注9)となっている者またはその業務執行者

(注9) 「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。

⑩ 当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者

⑫ 以下のいずれかに該当する者(但し、重要な地位にある者(注10)に限る)の近親者(注11)

- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
- (2) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者
- (3) 上記②乃至⑩に該当する者

(注10) 「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。但し、(3)においては社外取締役を除く。

(注11) 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

第110期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制や入国制限が撤廃され、経済活動の正常化が見られた一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー資源・原材料価格の高騰や金融引き締めによる景気の下振れ懸念など先行き不透明な状況が続きました。国内経済においても、新型コロナウイルス感染症による行動規制が撤廃され、個人消費やインバウンド市場の持ち直しが見られるなど景気は回復基調となりつつあったものの、地政学リスクの発生等によるエネルギー資源・原材料価格の高騰や円安基調の為替相場継続に伴う物価上昇など厳しい状況が継続しました。

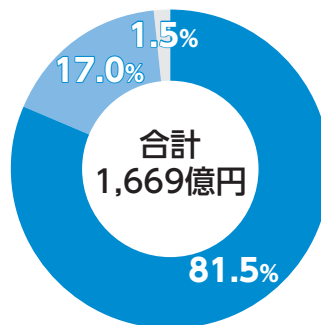
このような状況の中、当連結会計年度は、バルブ事業において、国内市場では前期及び当期に実施した価格改定効果や半導体製造設備向けの増収があったほか、海外市場においても米州向けを中心に増収となったこと等により、売上高の総額は前期比4.4%増の1,669億41百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において半導体製造設備向けが増収になったことや海外市場における増収による増益等により、前期比23.9%増の136億87百万円となりました。経常利益は、前期比20.0%増の144億52百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却による投資有価証券売却益の計上等により、前期比23.9%増の105億91百万円となりました。

事業セグメント別の概況は以下の通りです。

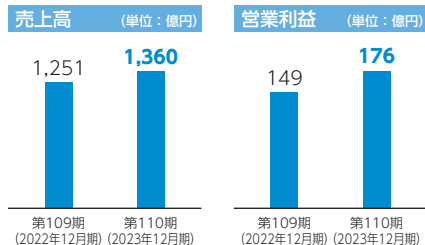
○事業セグメント別連結売上高構成

バルブ事業	1,360億円
伸銅品事業	284億円
その他	24億円



バルブ事業

売上高構成比 81.5%

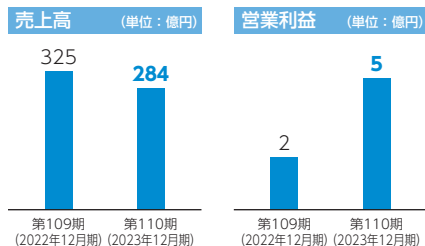


バルブ事業の外部売上高は、国内市場において前期及び当期に実施した価格改定効果や半導体製造設備向けの増収があったほか、海外市場においては米州向けが増収となったこと等から、前期比8.6%増の1,360億16百万円となりました。

営業利益は、増収による増益等により前期比17.7%増の176億26百万円となりました。

伸銅品事業

売上高構成比 17.0%

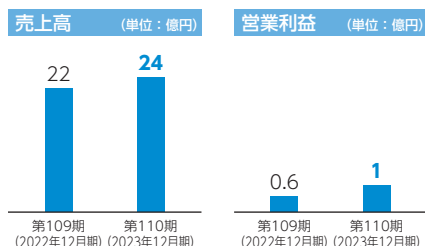


伸銅品事業の外部売上高は、売価に影響を与える原材料相場は前年同期と同水準であったものの、業界全体の需要低迷もあり販売量が減少したことにより、前期比12.6%減の284億25百万円となりました。

営業利益は、販売量が減少したものの、減耗率の低減等により、前期比130.6%増の5億12百万円となりました。

その他

売上高構成比 1.5%



その他の外部売上高は、ホテル事業において、新型コロナウイルス感染症による行動規制が撤廃され、宿泊客が増加したことや諏訪湖祭湖上花火大会が予定通り開催されたことにより、前期比13.0%増の24億99百万円となりました。

営業利益は、売上高の増加等により、前期比53.8%増の1億5百万円となりました。

○企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	第109期 (2022年12月期)		第110期 (2023年12月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	125,189	78.3%	136,016	81.5%	10,827	8.6%
伸銅品事業	32,513	20.3	28,425	17.0	△4,087	△12.6
そ の 他	2,212	1.4	2,499	1.5	287	13.0
合 計	159,914	100	166,941	100	7,027	4.4

○企業集団の事業セグメント別営業損益

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	第109期 (2022年12月期)		第110期 (2023年12月期)		前 期 比	
	金 額		金 額		金 額	増減率
バルブ事業		14,980		17,626	2,645	17.7%
伸銅品事業		222		512	290	130.6
そ の 他		68		105	36	53.8
調 整 額		△4,219		△4,556	△337	-
合 計		11,051		13,687	2,636	23.9

② 設備投資の状況

バルブ事業を中心に生産設備の新規投資や更新投資等を行ったことにより、設備投資の総額は101億14百万円（無形固定資産含む）となりました。

③ 資金調達の状況

有利子負債残高(リース債務含む)は前期末比4億43百万円減の379億42百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

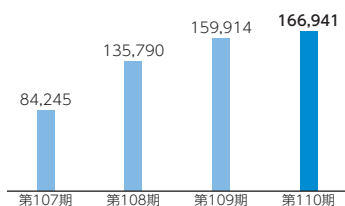
① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

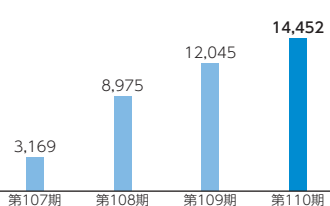
区 分	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)	第109期 (2022年12月期)	第110期 (2023年12月期)
売上高	84,245	135,790	159,914	166,941
経常利益	3,169	8,975	12,045	14,452
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,113	4,954	8,549	10,591
1株当たり当期純利益	23.38円	55.26円	95.35円	118.07円
総資産	140,681	143,419	152,569	166,693
純資産	75,167	81,253	91,042	102,207
1株当たり純資産	828.76円	896.55円	1,002.69円	1,124.39円

- (注) 1. 第107期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。
3. 当社は「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

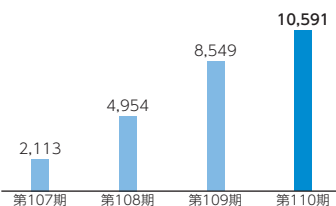
売上高 (単位：百万円)



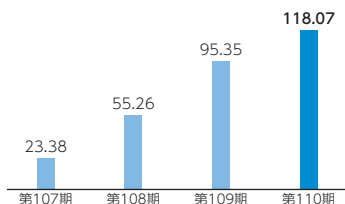
経常利益 (単位：百万円)



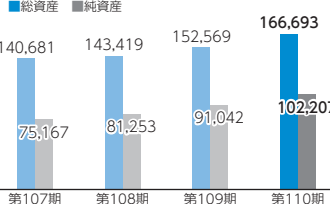
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



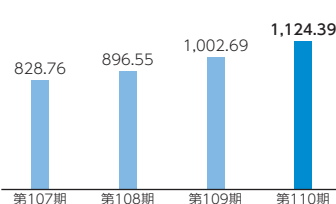
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

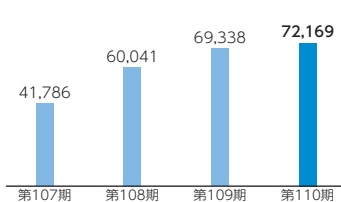
(単位：百万円)

区 分	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)	第109期 (2022年12月期)	第110期 (2023年12月期)
売上高	41,786	60,041	69,338	72,169
経常利益	1,868	5,015	4,657	7,251
当期純利益	1,436	2,662	4,120	6,957
1株当たり当期純利益	15.89円	29.70円	45.95円	77.56円
総資産	110,478	110,065	107,706	111,108
純資産	51,878	53,584	55,645	59,616
1株当たり純資産	578.72円	597.75円	620.13円	664.50円

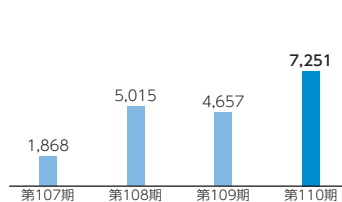
(注) 1. 第107期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。

2. 注記事項につきましては①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

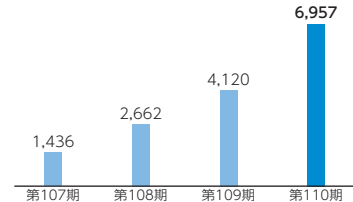
売上高 (単位：百万円)



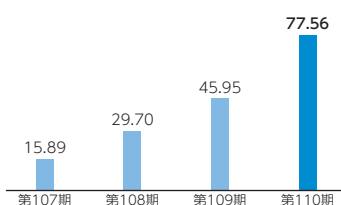
経常利益 (単位：百万円)



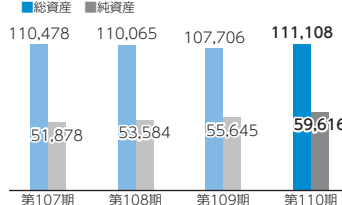
当期純利益 (単位：百万円)



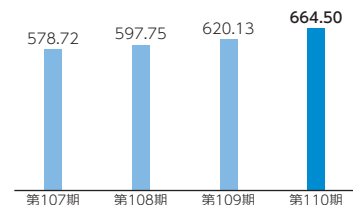
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(3) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、2022年に策定された長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030 「流れ」を変える』及び中期経営計画の達成に向け、全社一丸となって取り組んでおります。この中で、「脱炭素化」と「デジタル化」を重要な社会課題であるとともに当社の成長領域と捉え、戦略的な投資の実行により現状のコア市場からのリソースのシフトを進め、収益構造の変化を図っております。

これらを実現するために、経営の基軸を「中長期的な投下資本収益性の向上」に置き、対外的には「ROE(自己資本利益率)」を、社内では「ROIC(投下資本利益率)」を主要KPI(重要業績評価指標)とする目標管理を行うとともに、当社グループの持続的な成長を図るべく、ESGについても積極的に取り組んでまいります。

※長期経営ビジョン及び中期経営計画は下記URLをご参照ください。

長期経営ビジョン：https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_vision/

中期経営計画：https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_plan/

① 経営方針

当社グループは2022年に2024年度を最終年度とする「第1期中期経営計画2024」を策定しており、中期経営計画の最終年度に当たる2024年度も引き続き「“ROIC×ESG”経営」を経営方針に掲げ、企業価値の向上と社会価値の向上の両立を目指してまいります。

“ROIC × ESG”経営

■ROIC

- ・成長分野・高収益領域に積極的に投資し、スピードをもって効果を刈り取る
- ・需給コントロールを強化し、棚卸資産回転日数の最小化を目指す
- ・ROICツリー展開を進め、社員が会社への貢献を実感できることを目指す

■ESG (サステナビリティ経営)

- ・「トリプルゼロ」推進による環境保全と水素・水ビジネスで環境に貢献する
- ・人を資本と考え、働きがいと働きやすさ向上のための投資としくみづくりを行う
- ・経営リスクについて議論を深め、優先順位をつけて適切に低減を図る
- ・透明性が高くかつ迅速に意思決定ができる経営体制を構築する

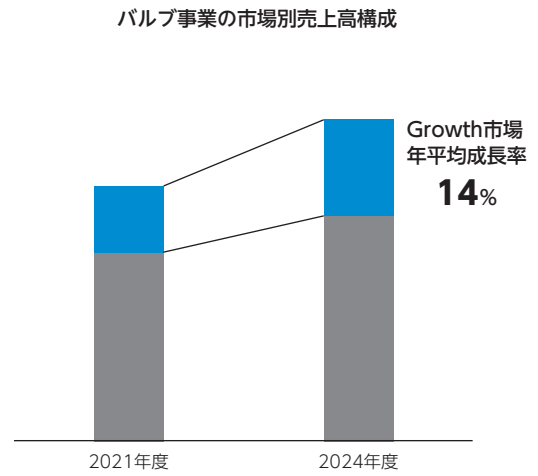
※トリプルゼロとは「CO₂ゼロ、環境負荷ゼロ、リスクゼロ」の取り組みを指します。

詳細につきましては、48ページをご参照ください。

② 事業戦略
イ. バルブ事業
a. 市場別

バルブ事業では、ターゲット市場を8つに区分し、当社グループが得意としている建築設備、石油化学、水処理及び機械装置市場をコア市場と位置付け、その基盤をさらに強化して確固たる土台を築く一方、成長分野・新規分野である半導体装置、半導体材料(フィルター)、機能性化学及び水素・脱炭素市場をグロース市場と位置づけて積極的にリソースを投下し、収益構造を変化させてまいります。

	ターゲット市場	成長性
Core ↑	1 建築設備	→
	2 石油化学	→
	3 水処理	→
	4 機械装置	→
↓ Growth	5 半導体装置	↗
	6 半導体材料(フィルター)	↗
	7 機能性化学	↗
	8 水素・脱炭素	↗



<コア市場>

市場	施策
建築設備	データセンター向け販売の強化及び配管工法・材質の変化・自動化に対応した製品の開発
石油化学	北米・欧州での規格認証製品のラインナップ拡大及び一般化学市場への参入
水処理	水処理システムの販売拡大・メンテナンス強化及び海外水処理関連認証取得
機械装置	環境規制対応製品の拡充、新規顧客開拓及び市場の要求に合わせた小型自動弁の品種拡大

<グロース市場>

市場	施策
半導体装置	国内外での生産能力拡大及び地産地消による販売拡大
半導体材料 (フィルター)	ユーザー認証の取得促進による販売拡大並びに海外での浄水器市場開拓及び販売拡大
機能性化学	医薬・製薬市場の拡大に対応した新製品の開発・市場投入
水素・脱炭素	液化水素大型実証プラントへの参画、脱炭素に向けたクリーンエネルギー市場の取り込み

b. 地域別

地域	施策
欧米	各種認証品の市場投入、データセンター及び一般化学市場への販売拡大
中国	中国向け製品の開発、生産及び販売拡大による地産地消戦略推進
アセアン・インド	セカンドブランド品によるミドルゾーン攻略及びキーユーザーとの関係強化

ロ. 伸銅品事業

材料費低減のための設備投資及び高付加価値製品の成長市場への販売拡大を進め、収益性の向上を図ります。

③ 財務戦略・資本政策

“ROIC×ESG”経営の推進、成長戦略の加速及びIR戦略の強化を進めることなどにより、さらなる利益の創出、成長期待の醸成及び資本コストの低減を実現し、企業価値の向上を目指すとともに、将来の成長・ROE向上に向けた戦略投資の実行及び必要な資金調達を実施いたします。

(ご参考) サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、企業理念である「キッツ宣言」及び長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030「流れ」を変える』の実現に向けてグループ一丸となってサステナビリティ経営を進めています。

2023年12月には、ESGへの取り組みが認められ、FTSE Russell社による「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に初めて選定されました。



FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

環境（E）

■環境長期ビジョン

2021年12月、当社グループは環境長期ビジョン「3ZERO（トリプルゼロ）」を策定、公表しました。

① CO₂ゼロ

2024年度までに国内グループ会社で使用する電力を再生可能エネルギー化することにより、中期環境目標として2030年までに2013年比で90%以上の削減、長期環境目標として2050年までにカーボンニュートラルとなることを目指しています。

② 環境負荷ゼロ

従来の大量消費型のモノづくりから持続可能な循環型社会に貢献するモノづくりに転換すべく、水資源、廃棄物、プラスチック、有害物質等を対象に取り組んでいます。また、生産工程から排出される鑄物砂を再生して生産工程に戻すことにより、資源の有効活用に貢献しています。

③ リスクゼロ

労災防止、公害防止及び火災防止活動を通じて、安全・安心なモノづくり、安定した操業の維持に取り組んでいます。

■「信州Green電源拡大プロジェクト第2弾」への参画

2022年4月より、国内主要拠点において、使用電力の100%をCO₂フリーの「信州Greenでんき」に切り替えました。2023年11月には、長野県内の再生可能エネルギー電源の普及と拡大を目的とした「信州Green電源拡大プロジェクト第2弾」の参画企業として選定されました。「信州Greenでんき」の購入を通じ、脱炭素社会の実現と地域社会の発展に向けた取り組みを進めています。

社会（S）

■「PRIDE指標2023」で初めてブロンズを受賞

2023年11月、職場におけるセクシャル・マイノリティ（LGBTQ+）に関する取り組みの評価指標「PRIDE指標2023」において、初めてブロンズを受賞しました。

長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030 「流れ」を変える』の達成に向けて、2015年度より推進してきたD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の活動に、「エクイティ（公平性）」の観点を加え、「DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）」を掲げ、多様な人財が活躍する組織づくりを進めております。



■健康経営優良法人2023に認定

2023年3月、優良な健康経営を実践する企業として、経済産業省より「健康経営優良法人2023」に認定されました。昨年に引き続き、2回目の認定となります。

当社グループは、社員の心身の健康づくりを戦略的に推進し、活力ある組織をつくるため、「キッツグループ健康経営宣言」及び5つの方針に従い、様々な施策に取り組んでいます。

※健康経営宣言及び健康経営取り組み方針～5つの柱～は下記URLをご参照ください。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/social/safety-health/>



2023

健康経営優良法人

Health and productivity

ガバナンス（G）

当社グループは、企業理念体系に立脚し、公正かつ迅速果断な経営の意思決定を可能とする経営体制を構築するとともに、内部統制、リスクマネジメント及びコンプライアンス等の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。なお、詳細な取り組みについては、当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイト（1ページ）の情報をご参照ください。

(4) 重要な子会社の状況 (2023年12月31日現在)

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	100	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティ	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (Thailand) Ltd.	503百万タイバーツ	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
開滋流体控制(上海)有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ Corp. of America	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ Corp. of Europe, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
Perrin GmbH	500千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Corp. of Asia Pacific Pte. Ltd.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
KITZ Corp. of Korea	2,910百万ウォン	100	バルブの製造販売
KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.	42億ベトナムドン	100	バルブの製造販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	50百万円	100	ホテル及びレストランの経営

- (注) 1. 出資比率の()内は子会社による出資比率を内数で表示しております。
2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。
3. Cephaz Pipelines Corp.とKITZ Corp. of Koreaは2023年9月20日付でCephaz Pipelines Corp.を存続会社、KITZ Corp. of Koreaを消滅会社とする吸収合併を行い、存続会社であるCephaz Pipelines Corp.は商号をKITZ Corp. of Koreaに変更しております。
4. KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.は2023年3月15日付で新規に設立し、同社を連結子会社といたしました。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
そ の 他	ホテル及びレストランの経営

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	交付した株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	34,368株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.会社の現況 (2)会社役員に関する事項 ②取締役及び監査役の報酬等」(52ページ)に記載しております。

(2) 会社役員に関する事項 (2023年12月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

氏名	当社における地位及び担当
堀田 康之	代表取締役会長 (取締役会議長)
河野 誠	代表取締役社長 (社長執行役員)
村澤 俊之	取締役 (常務執行役員、経営企画本部長、関連事業 (伸銅品事業、サービス事業)、ESG、内部監査室及び内部統制担当)
松本 和幸	社外取締役
天羽 稔	社外取締役
藤原 裕	社外取締役
菊間 千乃	社外取締役
近藤 雅彦	常勤監査役
木村 太郎	常勤監査役
高井 龍彦	社外監査役
作野 周平	社外監査役
小林 彩子	社外監査役

(注) 1. 当社は社外取締役 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は社外監査役 高井龍彦、作野周平及び小林彩子の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

3. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
4. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備と内部監査機能の強化に加え、リスクマネジメント体制の構築を推し進めるなど、監査役に期待される内部統制及びリスク管理並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 社外監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しています。
6. 社外監査役 作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレート・ガバナンスに関する見識も備えるなど、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
7. 社外監査役 小林彩子氏は、企業法務、コンプライアンス、M&A及び危機管理その他幅広い分野において高度な専門知識を有する弁護士であり、監査役に期待されるコーポレート・ガバナンス、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能並びに会計監査人の職務執行の監視・検証機能等に関する相当程度の知見を有しています。
8. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
9. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役	269	142	96	31	7
(うち社外取締役)	(43)	(43)	(-)	(-)	(4)
監 査 役	71	71	-	-	5
(うち社外監査役)	(28)	(28)	(-)	(-)	(3)
計	341	213	96	31	12
(うち社外役員)	(72)	(72)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等として、金銭報酬等及び非金銭報酬等を支給しています。
2. 金銭報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬(賞与)です。上記表の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与及び賞与は含んでおりません。なお、使用人としての給与の額は16百万円、賞与の額は19百万円です。
3. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度(譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬)に基づく当社の株式です。当該株式報酬は、取締役(社外取締役を除く)を対象に、取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、役位及び業績指標に基づき算定される額等に応じて当社株式の割当てまたは交付を行う中長期的インセンティブ報酬です。なお、上記表の支給額には使用人兼務取締役の使用人としての株式報酬(2百万円)は含んでおりません。割当ての際の条件等は「口. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の通りです。
4. 社外取締役には基本報酬のみを支給しています。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含まない）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）です。また、金銭報酬とは別枠の非金銭報酬として、2022年3月29日開催の第108回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度を決議しています。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は、3名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しています。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
7. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与96百万円及び費用として計上した株式報酬31百万円が含まれております。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」（以下「本方針」という）を定めています。

本方針において、取締役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値向上を図るためのインセンティブとなることを目指しており、基本報酬及び業績連動報酬（賞与）並びに業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）により構成されています。

また、報酬等の内容については、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準を参考に毎年検証を行い、職責及び人材確保の観点から適切な報酬となるよう設定しており、報酬委員会の答申に基づいて、取締役会において決定しています。

なお、本方針の概要は以下の通りです。

a. 報酬体系

取締役の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブである「業績連動報酬（賞与）」及び中長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）」から構成されています。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとし、「業績連動報酬（賞与）」及び「業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）」は支給していません。また、取締役の役位ごとの報酬等の構成比は次の通りです。

役 位	取締役の報酬等の構成比			合 計
	固定報酬	短期 インセンティブ	中長期 インセンティブ	
	基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
代表取締役会長	47%	40%	13%	100%
代表取締役社長執行役員	46%	41%	13%	100%
取締役常務執行役員	49%	40%	11%	100%

i. 固定報酬 [基本報酬]

「基本報酬」は、当社の経営環境、対象者の役割及び他社動向を踏まえ、役位ごとに基準額を設定しています。

ii. 短期インセンティブ [業績連動報酬 (賞与)]

「業績連動報酬 (賞与)」は、業績向上への意欲を高めるため、担当業務の単年度業績評価と連動することが望ましいとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、次の要件を満たす場合に親会社株主に帰属する当期純利益の1%相当額 (賞与の総額) を支給することとしています。

- 株主への年間配当金 (12カ月) が10円以上実施できること。
- 多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。
- 連結及び単体の営業利益、経常利益及び当期純利益 (親会社株主に帰属する当期純利益) が適正に創出されており、適正な配当性向が維持されていること。

なお、取締役の個人別の支給額は、賞与の総額をもとに次の役位別係数及び個人業績目標の評価結果係数により算出します。

役 位	代表取締役会長	代表取締役社長執行役員	取締役常務執行役員
係 数	2.3	2.0	1.0

業績連動報酬 (賞与) の算定に用いた指標の目標値及び実績は以下の通りです。

業績連動報酬に係る主な指標	2023年度目標 (2023年5月公表値)	2023年度実績
	親会社株主に帰属する当期純利益	97億円

iii. 中長期インセンティブ [業績連動型株式報酬 (譲渡制限付株式報酬・事後交付型業績連動型株式報酬)]

当社グループの持続的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めること及び株主との一層の価値共有を目的として、取締役 (社外取締役を除く) を対象に、役位及び業績指標に基づき算定される額等に応じて当社株式の割当てまたは交付を行う中長期のインセンティブ報酬として、業績連動型株式報酬 (譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬) を支給しています。なお、当該株式報酬は、取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で取締役 (社外取締役を除く) を対象とする非金銭報酬となります。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のため、現行の金銭報酬枠とは別枠で年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、株式の割当てを行うものです。

(b) 事後交付型業績連動型株式報酬

事後交付型業績連動型株式報酬は、当社取締役会が定める評価期間 (1月1日から12月31日まで) 中の当社取締役会が別途定める業績指標に基づき算定される額等に応じて、現行の金銭報酬とは別枠で年額20百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人の地位に基づく付与分を含まない) の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、株式の割当てを行うものです。

b. 報酬の決定

各年度における取締役の個人別の報酬等については、「報酬委員会」が、その内容が本方針に沿うものであるか確認し、その妥当性についての審議結果を取締役に答申しています。取締役会は、報酬委員会からの答申により、取締役の個人別の報酬等が本方針に沿うものであることを確認のうえ、決定しています。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等については、取締役会が、報酬委員会からの答申の内容を踏まえ、本方針に沿うものであると判断し、決定しました。

八. 監査役の報酬

監査役全員の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、監査役の個人別の報酬等の内容については、監査役の協議により決定しています。なお、監査役の報酬は、基本報酬のみとし、「業績連動報酬 (賞与) 」及び「業績連動型株式報酬」の支給はしていません。

3. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金を株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置付けております。当面の業績動向に加え、今後の事業拡大のための設備投資、開発投資、M&A、借入金返済及び社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ、配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。

上記趣旨を勘案し、連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の35%前後を望ましい水準といたします。

配当時期につきましては、中間及び期末の年2回を基本としております。なお、株主の皆様への剰余金の配当等を機動的に実施するため、剰余金の配当等の決定機関は取締役会としています。

また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施などを目的として、中長期の成長のための必要な投資額等を考慮したうえで、株式市場及び当社株価の動向、手元資金の状況等を勘案し、自己株式の取得を適宜実施していきます。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり23円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり18円）を含め、41円となり、連結配当性向は34.7%となります。

なお、翌事業年度の配当金については、連結業績予想による親会社株主に帰属する当期純利益の場合、1株当たり年間41円を見込んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	103,859
現金及び預金	29,002
受取手形、売掛金及び契約資産	22,449
電子記録債権	11,833
商品及び製品	15,944
仕掛品	8,256
原材料及び貯蔵品	12,845
その他	3,670
貸倒引当金	△142
固定資産	62,834
有形固定資産	49,932
建物及び構築物	14,508
機械装置及び運搬具	13,420
工具・器具及び備品	6,118
土地	9,848
リース資産	2,060
建設仮勘定	3,960
その他	16
無形固定資産	1,964
のれん	231
その他	1,732
投資その他の資産	10,937
投資有価証券	6,888
退職給付に係る資産	245
繰延税金資産	1,489
その他	2,313
貸倒引当金	△0
資産合計	166,693

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	26,490
支払手形及び買掛金	8,935
1年以内償還予定社債	135
短期借入金	1,046
1年以内返済予定長期借入金	1,623
未払法人税等	2,361
未払消費税等	724
賞与引当金	3,058
役員賞与引当金	281
資産除去債務	40
その他	8,283
固定負債	37,995
社債	30,270
長期借入金	3,487
繰延税金負債	743
役員退職慰労引当金	299
役員株式給付引当金	184
退職給付に係る負債	799
資産除去債務	605
その他	1,605
負債合計	64,486
(純資産の部)	
株主資本	91,745
資本金	21,207
資本剰余金	5,739
利益剰余金	65,258
自己株式	△459
その他の包括利益累計額	9,128
その他有価証券評価差額金	2,203
為替換算調整勘定	6,935
退職給付に係る調整累計額	△9
非支配株主持分	1,333
純資産合計	102,207
負債純資産合計	166,693

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		166,941
売上原価		123,403
売上総利益		43,537
販売費及び一般管理費		29,849
営業利益		13,687
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	409	
為替差益	6	
保険収入	145	
助成金収入	274	
その他	363	1,199
営業外費用		
支払利息	264	
手形売却損	80	
その他	89	434
経常利益		14,452
特別利益		
有形固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	977	
投資不動産売却益	183	
その他	1	1,170
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	86	
減損損失	242	
その他	10	340
税金等調整前当期純利益		15,282
法人税、住民税及び事業税	4,700	
法人税等調整額	△296	4,403
当期純利益		10,879
非支配株主に帰属する当期純利益		287
親会社株主に帰属する当期純利益		10,591

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	49,686
現金及び預金	13,337
受取手形	262
電子記録債権	7,462
売掛金	10,103
契約資産	491
商品及び製品	4,317
仕掛品	2,814
原材料及び貯蔵品	1,979
短期貸付金	7,915
その他	1,005
貸倒引当金	△2
固定資産	61,421
有形固定資産	17,113
建物	4,169
構築物	473
機械及び装置	3,414
工具・器具及び備品	4,893
土地	3,315
建設仮勘定	537
その他	308
無形固定資産	1,205
投資その他の資産	43,102
投資有価証券	4,842
関係会社株式	32,174
長期貸付金	3,782
繰延税金資産	519
その他	1,782
資産合計	111,108

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	17,900
買掛金	6,595
1年以内償還予定社債	135
短期借入金	5,237
1年以内返済予定長期借入金	859
未払法人税等	795
賞与引当金	1,378
役員賞与引当金	96
その他	2,803
固定負債	33,591
社債	30,270
長期借入金	1,668
役員株式給付引当金	184
その他	1,468
負債合計	51,492
(純資産の部)	
株主資本	57,466
資本金	21,207
資本剰余金	5,727
資本準備金	5,715
その他資本剰余金	12
利益剰余金	30,990
その他利益剰余金	30,990
繰越利益剰余金	30,990
自己株式	△459
評価・換算差額等	2,150
その他有価証券評価差額金	2,150
純資産合計	59,616
負債純資産合計	111,108

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,169
売上原価		54,951
売上総利益		17,217
販売費及び一般管理費		14,506
営業利益		2,711
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,545	
保険収入	105	
為替差益	19	
その他	224	4,895
営業外費用		
支払利息	280	
手形売却損	40	
その他	34	354
経常利益		7,251
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	977	
その他	0	979
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	35	
減損損失	6	
その他	2	43
税引前当期純利益		8,187
法人税、住民税及び事業税	1,359	
法人税等調整額	△130	1,229
当期純利益		6,957

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社キッツ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社キッツ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの2023年1月1日から2023年12月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ① 当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ② 社長との意見交換の機会を定期的に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③ 会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連携を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④ 会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、EY新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④ 会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

社外監査役 小 林 彩 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

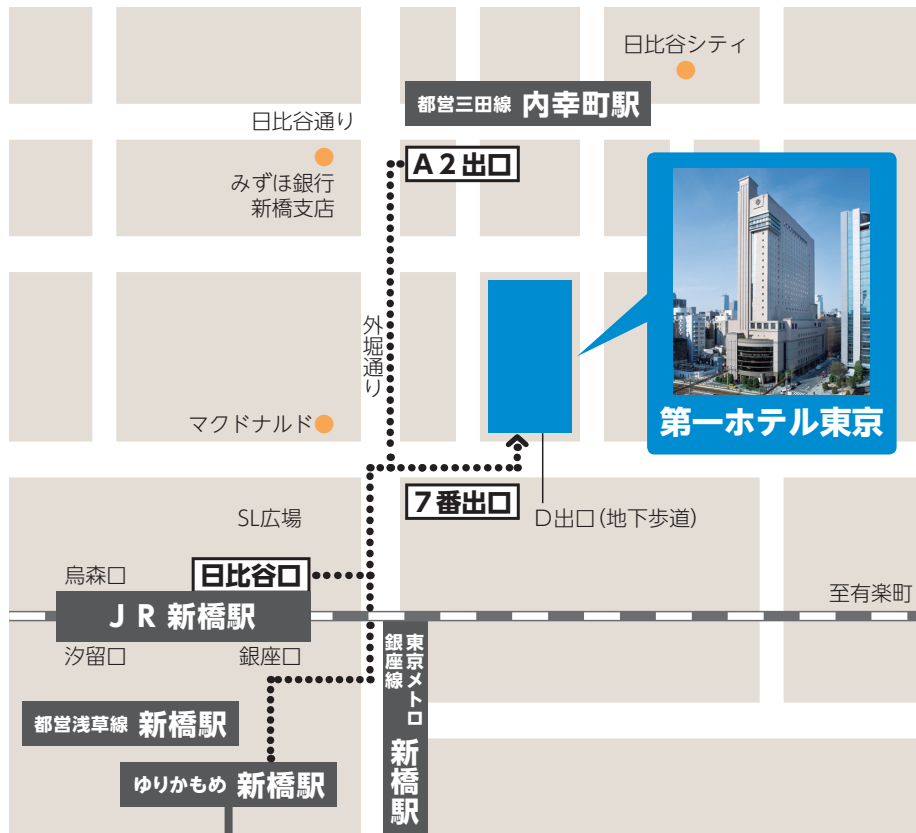
会場

第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」

東京都港区新橋一丁目2番6号 TEL (03) 3501-4411

交通

- JR 「新橋駅」 日比谷口より徒歩約2分
- 東京メトロ銀座線 「新橋駅」・都営浅草線 「新橋駅」 7番出口より徒歩約2分
- 都営三田線 「内幸町駅」 A2出口より徒歩約3分
- ゆりかもめ 「新橋駅」 徒歩約5分



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。